

長 第 01180005 号  
平成 31 年 1 月 18 日

各和歌山県所管指定居宅サービス事業所管理者  
各和歌山県所管指定介護予防サービス事業所管理者  
各和歌山県所管指定介護老人福祉施設管理者  
各和歌山県所管介護老人保健施設管理者  
各和歌山県所管指定介護療養型医療施設管理者  
各和歌山県所管養護老人ホーム施設長  
各和歌山県所管軽費老人ホーム施設長  
各和歌山県所管有料老人ホーム管理者  
各和歌山県所管サービス付き高齢者向け住宅代表者

様

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局  
介護サービス指導室長  
(公印省略)

サービス提供による「事故発生の未然防止」、「事故発生時の迅速・適切な対応・報告」及び「再発防止に向けた取組」の徹底について（依頼）

県内の介護保険事業所等におけるサービス提供による事故は、今年度も多数発生しており、事故発生後の利用者・入所者（以下、「入所者等」という。）家族との対応がうまくいっていない事例も見受けられます。

介護保険事業者は、入所者等に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないと厚生労働省令で定められています。

また、事故発生時における対応については、平成 22 年 9 月 24 日付け長第 440 号通知により、適切な対応をお願いしているところです。

今般、事故発生時における対応等の流れを分かりやすくするため、別添のとおり「サービス提供による事故発生時における対応フロー（標準例）」を作成したので送付します。

介護保険事業者におかれましては、事故を未然に防ぐための研修等の取組を徹底して頂くとともに、事故が発生した場合の入所者等の家族等への速やかな連絡と適切丁寧な対応及び関係機関への迅速な報告の実施について、職員に対して周知徹底をお願いします。加えて、事故の再発防止に向けた取組についても、万全を期すようお願いします。

なお、介護保険施設以外の施設についても、この対応フロー（標準例）を参考として頂き、同様に適切な対応をお願いします。

※「平成 22 年 9 月 24 日付け長第 440 号通知」

「介護保険事業者の事故発生時における報告取扱い要領（標準例）、報告様式」

「サービス提供による事故発生時における対応フロー（標準例）」については、

「きのくに介護 de ネット」

(<http://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/index.html>)に掲載しています。

和歌山県介護サービス指導室  
TEL 073-441-2527